

「函館市公害防止条例」が 全面改正されました

「函館市公害防止条例」は、公害問題が市の重要な課題となっていた当時の社会状況を反映し、昭和48年に施行されました。

その後、公害関係法令による規制の整備・拡充や公害防止技術の進歩、生活様式の変化などにより、条例施行時に比べ市内の環境の状況が改善するなど、条例を取り巻く状況が変化しました。

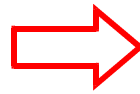
市では、このような状況を踏まえ、「函館市公害防止条例」を全面的に改正しました。
〔施行年月日：平成30年4月1日〕

主な改正内容は、次のとおりです。

1 規制対象となるばい煙発生施設等の改正

(1) これまで規制の対象であった次の施設は、規制が廃止されました。

- ・ ばい煙発生施設（下記(2)の施設を除く）
- ・ 粉じん発生施設
- ・ 汚水等排出施設
- ・ 騒音発生施設
- ・ 悪臭発生施設



平成30年4月1日以降は、設置（変更、廃止等）の届出が不要となり、規制基準の適用がなくなりました。

注）大気汚染防止法や水質汚濁防止法などの公害関係法令と北海道公害防止条例による規制（市への届出や規制基準の遵守など）については、従前どおりとなりますのでご注意ください。

(2) 平成30年4月1日以降規制の対象となる施設は次のとおりです。

設置（変更、廃止等）する際、市への届出が必要となり、規制基準が適用されます。

ばい煙発生施設	規 模
ボイラー（熱風ボイラーを含み、熱源として固体燃料を燃焼させるものに限る。）	大気汚染防止法施行規則第2条の規定により算定した伝熱面積が5㎡以上10㎡未満であり、かつ、バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間あたり50ℓ未満であるものに限る。

◇ ボイラーに係る「ばいじんの排出基準」が変わりました。

改正前	改正後
0.8g	0.30g

※ 温度が零度であって、圧力が1気圧の状態に換算した排出ガス1m³中の量

《 罰 則 》

届出義務や規制基準の遵守に違反した者は、次のとおり罰則が科せられます。

- ① ばい煙発生施設に関する届出をせず、または虚偽の届出をした者 ⇨ 10万円以下の罰金
- ② 規制基準に適合しないばい煙を排出した者 ⇨ 6月以下の懲役または30万円以下の罰金

2 拡声放送に関する規制の改正

(1) 拡声放送を行う者の責務の新設

いかなる人も、拡声放送を行うことにより、周辺の静穏を害することのないよう努めなければなりません。

(2) 拡声放送に係る届出の廃止

商業宣伝を目的として拡声放送を行う者の市への届出が不要になりました。

(3) 商業宣伝を目的とする拡声放送の禁止区域の拡大

学校等の敷地の周囲50m以内の禁止区域に加え、定置式拡声放送¹⁾（平成30年3月31日まで
に設置されたものを除く。）にあっては、第1種区域³⁾と第2種区域⁴⁾においても商業宣伝を目的
として拡声放送を行ってはなりません。

(4) 拡声放送を行ってはならない場所と時間

拡声放送を行ってはならない場所と時間は、次に掲げるとおりとなりますので、これを遵守しな
ければなりません。

拡声放送を行ってはならない場所	拡声放送を行ってはならない時間
第1種区域・第2種区域・第4種区域 ⁶⁾	午後7時から翌日の午前8時まで
第3種区域 ⁵⁾	午後10時から翌日の午前8時まで

注) いか売りの目的で移動式拡声放送²⁾を行う場合は、上表中「午前8時」とあるのは「午前5時」と読み替えます。

(5) 拡声放送に係る音量の許容限度

定置式拡声放送と移動式拡声放送（停止中に限る。）にあっては、次に掲げる音量の許容限度を
遵守しなければなりません。

区域の区分	音量の許容限度
第1種区域	50デシベル
第2種区域	60デシベル
第3種区域・第4種区域	70デシベル

注) 音量は、拡声機の直下の地点から15m離れた地点（15m以内に人の居住する建築物がある場合は、当該建築物の敷地の境界
線上の地点）の音量

(6) 拡声放送の遵守事項

移動式拡声放送であって移動の停止中に拡声放送を行う場合、拡声機の1回の放送時間を10分以
内とし、1回放送するごとに10分以上休止しなければなりません。

(7) 停止命令等・罰則

上記(3)～(6)に違反する行為をしている場合は、違反行為の停止または騒音防止の方法の改善を
命じられることとなり、この命令に違反すると、5万円以下の罰金が科せられます。

『用語解説』

- 1) 定置式拡声放送：固定され、または仮設された拡声機により一定の場所で行う放送
- 2) 移動式拡声放送：主に車両に搭載された拡声機により行う拡声放送
- 3) 第1種区域：騒音規制法第3条第1項の規定により市長が指定した地域（以下「指定地域」という。）のうち、良好な住居
の環境を保全するため特に静穏の保持を必要とする区域
- 4) 第2種区域：指定地域のうち、住居の用に供されているため静穏の保持を必要とする区域
- 5) 第3種区域：指定地域のうち、住居の用にあわせて商業、工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生
活環境を保全するため騒音の発生を防止する必要がある区域
- 6) 第4種区域：指定地域のうち、主として工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を悪化させ
ないため著しい騒音の発生を防止する必要がある区域

お問い合わせ

函館市環境部環境対策課

TEL: (0138) 51-3348